

国立研究開発法人 日本医療研究開発機構

Japan Agency for Medical Research and Development

新型コロナウイルス感染症に関するAMEDの対応について (キャンセル料/人件費等)

研究開発統括推進室 研究公正·業務推進部 経理部契約検査課

令和3年(2021年)8月

I. 令和元年度(2019年度)公表事項

- 1. 専従者の特例の適用について
- (1)海外渡航からの帰国者の取扱

今現在、流行しております新型コロナウイルス、関連肺炎の対策については、2月1日付で政府から感染症法に基づく指定感染症及び検疫法に基づき、検疫感染症に指定すると発表されました。この措置を受けまして、AMEDでは機関の定めにより自宅待機になった期間の人件費を計上できることとします。

特に、専従者につきましては、事務処理説明書におきまして、「2週間以上研究に従事できない場合は、専従者とは 見なさない」という規定がありますが、新型コロナウイルス、関連肺炎の場合に限り、研究機関の規程により自宅待 機の期間が2週間を超えていても、専従者と見なすこととします。

なお、この措置は、政府が解除または終息宣言をした時点をもって、終了することとします。

【人件費を計上できる者】 年俸制、月給制の研究者

(2) 学校の休校における取扱(その1)

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の一環で、政府の方針に基づき、学校等が休校になり、専従の研究者が自宅 待機の子供の世話をするため機関を休まなければならなくなった場合で、機関が定める規程により2週間以上の休暇 を取得した場合は、専従者の適用の特例とすることとします。

(3) 学校の休校における取扱(その2)

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の一環で、政府の方針に基づき、学校等が休校になり、研究者が自宅待機の子供の世話をするため機関を休まなければならなくなった場合で、研究機関等が政府等に補助金等を申請し、その額を受領した場合は、当該研究者に係る人件費については、計上することはできません。

2. キャンセル料の計上について

(1) 旅費関係

- ① 研究者が予定していました海外出張等(学会等)が中止になり、キャンセルせざるを得なくなった場合のキャンセル料につきましては、研究機関が「妥当」と認める場合に限り、直接経費の「旅費」に計上してください。 証拠書類として、中止の案内を添付(webコピー可)してください。 収支簿の記載例:○○学会旅費キャンセル料(新型コロナウイルス対策)
- ② <u>感染拡大防止対策の一環として、出張をキャンセルされる場合</u>は、研究機関が「妥当」と認める場合に限り、キャンセル料を計上することができることとします。 証拠書類として、中止の案内を添付(webコピー可)してください。
 - 収支簿の記載例: ○○学会旅費キャンセル料 (新型コロナウイルス対策)
- ③ <u>支払った旅費等がキャンセルができない場合</u>は、研究機関が「妥当」と認める場合に限り、支払った金額を計上してください。

証拠書類として、中止の案内を添付(webコピー可)してください。 収支簿の記載例:○○学会旅費(新型コロナウイルス対策)

(2) 会場借り上げ費及び学会参加費関係

① 感染拡大防止対策の一環として、班会議等の会議の開催を取り止めたときの会場費(付帯設備の使用料等を含む)のキャンセル料につきましては、「その他」に計上してください。

証拠書類として、中止の案内を添付(webコピー可)してください。

- 収支簿の記載例:会場キャンセル料 (新型コロナウイルス対策)
- ② 参加する予定の学会が感染拡大防止対策の一環として中止になった場合で、参加費がキャンセルできず、参加費の返金もされない場合は、支払った参加費を計上してください。

証拠書類として、中止の案内を添付(webコピー可)してください。

収支簿の記載例:学会参加費(新型コロナウイルス対策)

Ⅱ. 令和2年度(2020年度)公表事項

1. 人件費等の直接経費への計上に関する特例の適用について

(1) 在宅勤務

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の一環として在宅勤務を実施した場合の人件費については、下記の条件を満たせば、 直接経費に計上可能とします。

<u>条件</u>

- ・機関の決定に基づく在宅勤務時の人件費であること。
- ・実際に支出された人件費であること。
- ・実際に当該課題に関する業務に従事していることが作業月報・作業日誌等で確認できること。

補足

- ・本特例については、研究者/技術員・研究補助員、専従者/兼業者、年俸制・月給制/日給制・時給制を問わず、事務処理説明書において人件費の直接経費への計上を認めている方は全て適用対象です(派遣労働者含む)。
- ・労働時間等については特に適切に管理・記録・保管を実施してください。
- ・機関からの在宅勤務に関する通知については、AMEDが要求した際に提出できるよう、適切に保管してください。
- ・直接経費への計上に関する基準・範囲等のうち、特に定めがないものは原則として事務処理説明書の記載に従ってください。

(2) 自宅待機

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の一環として自宅待機を実施した場合の人件費等については、下記の条件を満たせば、直接経費に計上可能とします。

<u>条件</u>

- ・機関の決定に基づく自宅待機時の人件費であること。
- ・実際に支出された人件費であること。
- ・年俸制・月給制の研究者に対する、所属機関の規程に基づく有給での自宅待機時の人件費であること。
- ・当該課題の研究体制の維持を目的とした人件費の支出であること。

補足

- ・専従者につきましては、事務処理説明書におきまして、「2週間以上研究に従事できない場合は、専従者とは見なさない」という規定がありますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の一環としての研究機関の規程による自宅待機の期間が2週間を超えていても、専従者と見なすこととします。なお、この専従者認定に関する例外についてのみは、機関決定に基づく自宅待機時の人件費を直接経費に関する特例の適用対象ではない専従者に対しても有効です。
- ・雇用調整助成金等の雇用維持に関する国・地方公共団体の助成金等(以下、「助成金等」という)の支給対象である場合は、助成金等の活用を優先してください。
- 機関が助成金等を国・地方公共団体に申請し、受領した場合は、受領した助成相当額分は直接経費へ計上しないでください。
- また、AMEDが実施する額の確定検査後に助成金等を受領した際または受領していたことが判明した際、額の確定額の直接 経費に助成相当額が含まれていた場合は、当該助成相当額分の直接経費及び当該直接経費に対応する間接経費をAMEDに速 やかに返還してください。
- ・機関からの自宅待機に関する通知については、AMEDが要求した際に提出できるよう、適切に保管してください。
- ・直接経費への計上に関する基準・範囲等のうち、特に定めがないものは原則として事務処理説明書の記載に従ってください。

Ⅲ. 令和3年度(2021年度)公表事項

- 1. 人件費等の直接経費への計上に関する特例の適用について
- ◆新型コロナウイルス感染、濃厚接触及びワクチン接種に伴う特別休暇等について

新型コロナウイルス感染(疑い含む)及びワクチン接種に伴う特別休暇等(出勤禁止による自宅待機を含む)にかかる 人件費については、下記の条件を満たせば、直接経費に計上可能とします。

条件

- ・当該支出の研究遂行上の必要性について、事業者として説明責任を果たせること。
- ・規程または決定に基づく有給の特別休暇等であること。
- ・実際に当該課題の従事者で特別休暇等を取得したことなどが作業月報・作業日誌等で確認できること。

補足

- ・本特例については、研究者/技術員・研究補助員、専従者/兼業者、年俸制・月給制/日給制・時給 制を問わず、事務処理説明書において人件費の直接経費への計上を認めている方は全て適用対象です(派遣労働者含む)。
- ・その他、4頁(1)の補足に準じます。